

# 埼玉県 部落差別の解消の 推進に関する条例を 施行しました

2022年7月8日施行



## ● 趣旨

法(※)の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。

※ 部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

## ● 部落差別の禁止を規定

図書、地図その他資料の公表又は流布、インターネットの利用による情報の提供、結婚又は就職に際しての身元の調査、土地建物等を取引の対象から除外するための調査その他の行為により、部落差別を行ってはけません。

## ● 県、県民、事業者の責務を規定

部落差別のない社会を実現するために、県、県民、事業者の責務を定めました。

問合せ先

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課  
TEL 048-830-2258 FAX 048-830-4755



条例の詳細



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」